

森林保険特別会計

森林保険特別会計の概要

1 設置目的等

森林国営保険は、政府が森林国営保険法等に基づき森林について火災、気象災及び噴火災による損失をてん補することを通じて森林の多面的な機能の持続的発揮及び林業経営の安定に資するものである。本制度は、昭和12年に林齢20年生以下の森林を対象に火災のみを保険事故として創設されて以来、森林被害の発生状況や森林所有者の保険需要の変化等に対応し、保険事故の追加を行う等の制度改正を経てきている。

本会計は、森林保険特別会計法により当保険に係る事業収支を一般会計と区分して経理するために設置されている。

2 事業内容

(1) 制度の仕組み

森林国営保険は、政府が保険者となり、事務の一部を都道府県に法定受託事務として委任するとともに、市町村、森林組合及び森林組合連合会に対して経由機関として保険料受取事務等の窓口事務を委任することにより、運営している。

(2) 契約事項の内容

区 分	内 容
保 険 者	政 府
被 保 険 者	保険の目的の所有者に限る。
保 険 契 約 者	被保険者以外の者も保険契約者となることができる。
保 険 の 目 的	人工により生立させた樹木の集団
保 険 事 故	火災、気象災（風害・水害・雪害・干害・凍害・潮害に限る。）、噴火災

平成14年度 歳入歳出決算の概要

平成14年度における収納済歳入額は167億4千7百万円であって、その主な内訳は保険契約者等からの保険料収入79億1千5百万円及び未経過保険料や支払備金に相当する額として前年度からの繰越資金として受け入れた額87億5千万円で収入全体の約99%を占め、その他に預託金利子収入などの雑収入がある。

一方、支出済歳出額は29億9千1百万円であって、その主な支出内容は、保険契約者等に対する保険金等6億4千4百万円及び都道府県や森林組合などが森林国営保険事務を取り扱ったことに対する交付金・手数料21億2千万円で支出全体の約92%を占め、その他に森林国営保険事務に従事する政府職員の給与や事務費等がある。

収納済歳入額と支出済歳出額の差引きは、137億5千5百万円の剰余を生ずることとなるが、次年度へ繰越す未経過保険料及び支払備金に相当する額124億9千2百万円を控除するので、決算上は12億6千3百万円の剰余金を生ずることになる。

この剰余金は、森林保険特別会計法第3条第1項の規定により積立金として積み立てることとして、決算を結了した。

歳入歳出決算に係る各事項の総額を示せば、下表のとおりである。

(単位：百万円)

歳 入		歳 出	
科 目	決算額	科 目	決算額
森林保険収入	16,666	森林保険費	644
保 険 料	7,915	森林保険業務費	2,347
前年度繰越資金受入	8,750	予 備 費	0
雑 収 入	81		
合 計	16,747	合 計	2,991

(注) 単位未満切り捨て

【参考】

森林保険特別会計に係る根拠条文

設置目的	(森林保険特別会計法 (昭和12年3月31日法律第26号) 最終改正：平成12年5月31日法律第99号)
	第1条 森林保険事業ヲ経営スル為特別会計ヲ設置シ其ノ歳入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ
概要	(森林国営保険法 (昭和12年 3月31日法律第 25号) 最終改正：平成11年12月22日法律第160号)
(保険の内容)	第2条 森林保険ニ於テハ政府ガ森林ニ付火災ニ因リテ生ズルコトアルベキ損害気象上ノ原因ニ因ル災害 (風害水害雪害干害凍害及潮害ニ限ル) ニ因リテ生ズルコトアルベキ損害及噴火ニ因ル災害ニ因リテ生ズルコトアルベキ損害ヲ填補スルコトヲ約シ保険契約者ガ対償トシテ政府ニ保険料ヲ支払フコトヲ約スルモノトス
(経理の内容)	(森林保険特別会計法 (昭和12年3月31日法律第26号)) 第2条 本会計ニ於テハ保険料、積立金ヨリ生ズル収入、借入金及附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ保険金、保険料ノ還付金、無事戻金、借入金ノ償還金及其ノ利子、一時借入金ノ利子、事業取扱費其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス
財政資金等	(森林保険特別会計法 (昭和12年3月31日法律第26号)) 第3条 本会計ニ於テ決算上剰余金ヲ生ズルトキハ之ヲ積立ツベシ ② 本会計ノ歳計ニ不足アルトキハ積立金ヨリ之ヲ補足スベシ 第5条 本会計ニ於テ支払上現金ニ余裕アルトキハ之ヲ財政融資資金ニ預託スルコトヲ得 第7条 本会計ノ積立金ハ財政融資資金ニ預託シ之ヲ運用スルコトヲ得

森林保険特別会計
平成14年度財務書類

貸 借 対 照 表

(単位：百万円)

	前会計年度 本会計年度			前会計年度 本会計年度	
	〔平成14年〕 〔3月31日〕	〔平成15年〕 〔3月31日〕		〔平成14年〕 〔3月31日〕	〔平成15年〕 〔3月31日〕
〈資産の部〉			〈負債の部〉		
現金・預金	21,745	26,750	支払備金	796	993
			未経過保険料	7,954	11,499
			賞与引当金	2	3
			退職給付引当金	108	105
			負債合計	8,862	12,601
			〈資産・負債差額の部〉		
			資産・負債差額	12,882	14,148
資産合計	21,745	26,750	負債及び資産・ 負債差額合計	21,745	26,750

業 務 費 用 計 算 書

(単位：百万円)

本会計年度	
自平成14年4月1日	
至平成15年3月31日	
人 件 費	62
賞与引当金繰入額	3
退職給付引当金戻入額	△ 3
森 林 保 険 費	627
賠償償還及払戻金	16
補 助 金 等	1,146
委 託 費	48
森林保険事務取扱手数料	584
市町村等事務取扱交付金	389
郵政事業特別会計への繰入	0
庁 費 等	108
そ の 他 の 経 費	3
次年度繰越支払備金	993
次年度繰越未経過保険料	11,499
本 年 度 業 務 費 用 合 計	15,481

資産・負債差額増減計算書

(単位：百万円)

		本会計年度
		自平成14年4月1日
		至平成15年3月31日
I	前年度末資産・負債差額	12,882
II	本年度業務費用合計	△ 15,481
III	財 源	
1	自己収入	16,747
	保険料収入	7,915
	運用益	61
	前年度繰越支払備金	796
	前年度繰越未経過保険料	7,954
	その他の財源	19
IV	本年度末資産・負債差額	14,148

区 分 別 収 支 計 算 書

(単位：百万円)

		本会計年度
		自平成14年4月1日
		至平成15年3月31日
I	業 務 収 支	
	1 財 源	
	森 林 保 険 収 入	7,915
	運 用 収 入	61
	そ の 他 の 収 入	19
	資金からの受入 (予算上措置されたもの)	8,750
	財 源 合 計	16,747
	2 業 務 支 出	
	人 件 費	△ 65
	森 林 保 険 費	△ 627
	賠 償 償 還 及 払 戻 金	△ 16
	補 助 金 等	△ 1,146
	委 託 費	△ 48
	森林保険事務取扱手数料	△ 584
	市町村等事務取扱交付金	△ 389
	郵政事業特別会計への繰入	0
	庁 費 等 の 支 出	△ 108
	そ の 他 の 支 出	△ 3
	業 務 支 出 合 計	△ 2,991
	業 務 収 支	13,755
	本 年 度 収 支	13,755
	資金への繰入 (決算処理によるもの)	△ 1,263
	翌 年 度 歳 入 繰 入	12,492
	資金本年度末残高	14,257
	本年度末現金・預金残高	26,750

注 記 事 項

1 重要な会計方針

(1) 賞与引当金

{期末手当当初予算額×(A)／(B)×(C)} + {勤勉手当当初予算額×(D)／(E)×(F)} により算出した。

[注]

(A) 6月支給の期末手当の支給割合

(B) 期末手当の年間支給割合

(C) 6月支給の期末手当は3月2日から6月1日までの間のうちの在職期間に応じて支給されるため、6月支給分のうち1／3を引当金計上する。

(D) 6月支給の勤勉手当の支給割合

(E) 勤勉手当の年間支給割合

(F) 6月支給の勤勉手当は12月2日から6月1日までの間のうちの在職期間に応じて支給されるため、6月支給分のうち4／6を引当金計上する。

(2) 退職給付引当金

a) 退職金

勤続年数別に「職員数×平均給与×自己都合退職の支給率」により算出した。

b) 遺族補償年金

年度末時点において当該年金の支給対象者が存在しないため計上していない。

2 追加情報等

(1) 出納整理期間

本会計は、出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(2) 財政法第44条の資金

資金名 : 積立金

根拠法令 : 森林保険特別会計法第3条第1項

内容 : 当会計においては、決算上剰余金を生ずる場合は積み立てを行っており、その金額を積立金として計上している。

(3) 業務費用計算書における収益の計上

業務費用計算書において、退職給付引当金の戻入益3百万円が計上されている。

(4) 各財務書類における表示科目の説明

① 貸借対照表

- ・ 「現金・預金」には、政府預金（日銀預金）、財政融資資金預託金を計上している。
- ・ 「支払備金」には、当会計において、保険契約に基づいて支払義務が発生しているが、保険金として支出されていない金額を計上している。
- ・ 「未経過保険料」には、当会計において、当該年度以前に払い込まれた保険料等のうち、次年度以降の期間に係る金額を計上している。
- ・ 「賞与引当金」には、期末手当・勤勉手当について、会計年度末までの期間に対応する部分を計上している。
- ・ 「退職給付引当金」には、将来支払われる退職手当のうち既に労働提供が行われている部分についてを負債として認識し、また、国家公務員共済年金のうち、整理資源（昭和34年10月前の恩給公務員期間に係る給付分）については、将来給付見込額の割引現在価値額を計上している。
- ・ 「資産・負債差額」には、貸借対照表における資産と負債の差額の全額を計上している。

② 業務費用計算書

- ・ 「人件費」には、職員の手当、国家公務員共済組合負担金等を計上している。
- ・ 「賞与引当金繰入額」には、「賞与引当金」の繰入額（6月支給の期末手当及び勤勉手当の支給見込額のうち当該年度に帰属する部分）を計上している。
- ・ 「退職給付引当金戻入額」には、「退職給付引当金」の戻入額を計上している。
- ・ 「森林保険費」には、森林国営保険法に定めた保険事故により被保険者が損害を受けた場合に支払った金額を計上している。
- ・ 「賠償償還及払戻金」には、保険事故発生、保険契約の解除等による未経過保険料の返還等に要した払戻金を計上している。
- ・ 「補助金等」には、保険契約等に関する事務を都道府県が行うことに伴い、保険事務を取扱う職員の給与等として負担する「都道府県事務取扱交付金」を計上している。
- ・ 「委託費」には、森林保険に関する調査研究等を委託する「森林保険調査委託費」と、森林国営保険の推進を図るため森林組合系統と一体的に行う加入促進等を委託する「森林保険加入促進事業委託費」を計上している。
- ・ 「森林保険事務取扱手数料」には、経由機関（市町村、森林組合、森林組合連合会）が行う事務に対する手数料を計上している。
- ・ 「市町村等事務取扱交付金」には、経由機関（市町村、森林組合、森林組合連合会）が行う事務に対する交付金を計上している。
- ・ 「郵政事業特別会計への繰入」には、森林国営保険の歳入歳出を郵便局等郵政官署に取り扱わせるために必要な経費を計上している。
- ・ 「庁費等」には、「庁費」、「通信専用料」を計上している。
- ・ 「その他の経費」には、職員の旅費等を計上している。
- ・ 「次年度繰越支払備金」には、当年度に支払われなかった保険金に相当する額を計上している。
- ・ 「次年度繰越未経過保険料」には、当年度までに引き受けた保険の未経過の保険期間に対応する保険料に相当する額を計上している。

③ 資産・負債差額増減計算書

- ・ 「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
- ・ 「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の計算結果である「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・ 「財源」には、「自己収入」として、保険料収入等を計上している。

④ 区分別収支計算書

- ・ 「森林保険収入」には、保険者が保険事故発生の場合に支払うべき保険金及び保険運営事務費等の原資となる「保険料収入」を計上している。
- ・ 「運用収入」には、財政融資資金の預託による利子収入である「預託金利子収入」を計上している。
- ・ 「その他の収入」には、延滞金等による収入である「雑入」を計上している。
- ・ 「資金からの受入（予算上措置されたもの）」には、前年度までに引き受けた保険について、未経過の保険期間に対応する保険料相当額として前年度から受け入れる収入である「未経過保険料受入」と、前年度以前に発生した保険事故の内、保険金の支払が翌年度へ繰越されたものについて、支払財源として前年度より受け入れる収入である「支払備金受入」を計上している。
- ・ 「人件費」には、職員の手当、国家公務員共済組合負担金等を計上している。
- ・ 「森林保険費」には、森林国営保険法に定めた保険事故により被保険者が損害を受けた場合に支払った金額を計上している。
- ・ 「賠償償還及払戻金」には、保険事故発生、保険契約の解除等による未経過保険料の返還等に要した払戻金を計上している。
- ・ 「補助金等」には、保険契約等に関する事務を都道府県が行うことに伴い、保険事務を取扱う職員の給与等として負担する「都道府県事務取扱交付金」を計上している。

- ・ 「委託費」には、森林保険に関する調査研究等を委託する「森林保険調査委託費」と、森林国営保険の推進を図るため森林組合系統と一体的に行う加入促進等を委託する「森林保険加入促進事業委託費」を計上している。
- ・ 「森林保険事務取扱手数料」には、経由機関（市町村、森林組合、森林組合連合会）が行う事務に対する手数料を計上している。
- ・ 「市町村等事務取扱交付金」には、経由機関（市町村、森林組合、森林組合連合会）が行う事務に対する交付金を計上している。
- ・ 「郵政事業特別会計への繰入」には、森林国営保険の歳入歳出を郵便局等郵政官署に取り扱わせるために必要な経費を計上している。
- ・ 「庁費等の支出」には、「庁費」、「通信専用料」を計上している。
- ・ 「その他の支出」には、職員の旅費等を計上している。

(5) その他財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

① 単位未満の計数の切り捨て及び100 万円未満の計数の表示

金額の単位は100 万円単位とし、単位未満は切り捨てているため、合計は一致しないことがある。

100 万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

② 運用収入の基となる資金の別

i 積立金に係る利子収入	1 百万円
ii 余裕金に係る利子収入	60 百万円

附属明細書

1 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 補助金等の明細

(単位：百万円)

内 容	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象 の有無
〈交付金〉 都道府県事務 取扱交付金	都 道 府 県	1,146	森林国営保険法等に基づく森林国営保 険の契約等に関する事務に要する経費 の負担	無
合 計		1,146		

(2) 委託費の明細

(単位：百万円)

内 容	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象 の有無
〈委託費〉 森 林 保 険 調 査 委 託 費	(社)森林保険協会	15	森林保険に関する調査研究等の委託	無
〈委託費〉 森 林 保 険 加 入 促 進 事 業 委 託 費	全国森林組合連合会	33	森林国営保険の加入促進等の委託	無
合 計		48		

(3) 交付金の明細

(単位：百万円)

内 容	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象 の有無
〈交付金〉 市町村等事務 取扱交付金	市町村、森林組合、 森林組合連合会	389	森林国営保険法に基づき経由機関が行 う森林国営保険の引受事務に要する経 費の負担	無
合 計		389		

2 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

(単位：百万円)

区 分	金 額	内 容 等
雑 収 入	19	交付金の返納金等

3 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

(単位：百万円)

区 分	金 額	内 容 等
雑 収 入	19	交付金の返納金等

(2) 資金の明細

(単位：百万円)

資 金 名	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
積 立 金	12,994	1,263	—	14,257